

書評

入江啓四郎著『開発途上国における
国有化』成文堂, 1974年, 299pp.

今 村 良 幸

(一)

第1次世界大戦末期, ソ連邦の成立以来, 国有化(nationalization, Verstaatlichung)現象は国際法上, 及び国際政治の分野で興味のある問題となっており, 所有権の収用, 及び没収の国際的効力問題は法的にみて重要であり, また複雑な問題である。国有化を歴史的観点からみれば, 独占資本制の一表現として, すなわち国有企業は, 西欧諸国においてその資本主義の発生発展の途上に存在した。現在でも, 資本蓄積のひくい発展途上国にその現象が存在しがちである。

国有化は, 社会主義的全面国有化を連想しがちであるが, 社会主義のための物質的基礎を準備する以外の独占資本制的なもの, または第2次大戦後, 英, 仏が施行した一種の資本制経済の内部矛盾調整政策としての国有化もある。国際法上, 問題になる国有化は, 一国の国有化によって外国資産の接收が当事国間で「正当な補償」(Just Compensation), 及び条約上の諸問題とからみ合って, 時には法的問題以外に国際政治上の問題にまで発展する。

著者自身, 導言のなかで「第2次世界大戦後は, 国際条件が一変し, 経済的先進国の強要または強制行動を背景とし, もしくは契機として, 開発途上国の大規模な天然資源を探査し, 開発することは, 全く許されなくなった。開発途上国は, 国連の内外で, 自國天然資源にたいする主権的権利を主張し, それは法的には当然のことながら, あまたの決議として認められている。

開発途上国内所在外国企業の国有化、関係譲許の收回も、主権的権利の行使と解されるようになり、それに関する国際法上の理論も提示されている。」と指摘される如く、石油資源を中心に資源確保の問題で重要になってきた今日、具体的国有化現象は過度に生じうる問題である。開発途上国の国有化は、以前から植民的資本として先進資本主義国の資本投下がなされているだけに、その法理と過去の事例分析が重要である。

著者は、実証的国際法学の研究者として、わが国学会でも第一人者であることは、新ためて言及するまでもないことであるが、以前に刊行された著者の『現代国際問題要論』(1958)、『国際法解義』(1964)、『国際経済紛争の争訟処理』(1971) 及び『国際法上の賠償、補償処理』(1974) などにも国有化に関する事例の法的見解、及び法理が指摘され、書評者も研究資料として引用させていただいたことがある。本書を紹介し、書評せんとすることは、一国際関係論研究学徒として、また直接教えを受けた子弟の一人として、使命とするところである。

(二)

著者が本書において、開発途上国における国有化を研究されるにあたっては、問題の歴史的発展過程を明らかにされ、国有化問題の基礎となる法理、及び基本的関係事項の分析から始まり、多くの具体的な事例を挙げられておられる。本書はまず「第一章」として、開発途上国との基本的姿勢について、概括的説明がなされている。著者がここで、開発途上国との基本的問題として挙げておられる処は、(一)国際貿易協力の集団的体制、(二)天然資源にたいする主権論、及び(三)国有化紛争解決上の新方式である。説明されておられるところを要約すれば次の如くである。

国際連合加盟国は、国連憲章の規定により経済的及び社会的協力について、誓約しているが(第56条)、国際経済協力は、先進国も後進国も、ともに要望であって、両国家集団は、経済的にも、政治的にも、対立的な要因を含んでいる。現代の国際社会条件からして、開発途上国との先進国にたいする集団的意思は、先進国にたいして、実効的拘束性を發揮するようにな

った。第19回ジュネーブ国連総会で、国際貿易関係及び諸国の貿易政策に関する諸原則を採択し、この会議を契機として、開発途上国は、いわゆる「77集団」(die Dritte Welt)として結束した。その目的は、集団構成国の経済的発展であり、基本的な課題のなかには、開発途上国の「貿易外取引」における国際的水準の地位を改善することである。「77集団」は、閣僚会議で、「アルジェ憲章」("Charter of Algiers")を採択し(1967・10・24)，開発途上国が、共同の価格政策を採用して、その結束を示したものである。その後も同「集団」は、大同団結として、国連貿易開発会議で行動を続けている。

国際連合貿易開発会議 (Conférence des Nations Unies sur le Commerce et le Développement) の形成過程を通じて、開発途上国 (les pays en voie de développement), 低開発国 (les Etats moins développés), 経済的先進国との類別が確立された。この形成過程を、国連経済社会理事会、及び総会での諸議、並びにアメリカ連邦銀行が発表した分類によって、両者を具体的に国名を挙げて説明されている。ついで、第19回国連総会の原則決議の内容を指摘し、国連貿易開発会議の設立と、貿易開発理事会の設立に伴う諸問題に論及されている。国連年鑑 (Year-book, The United Nations), 国連関係公文書、及びロシア語文献を含めた各種資料に基づき研究がなされたもので、以下も同様である。

天然資源にたいする主権論については、開発途上国の天然資源主権論から始まる。その主権論は、国際法上の領土主権に係わるし、資源にたいする所有権にも係わる。開発途上国の法的論理によれば、その対象にたいする主権的支配即所有権的把握として、両者を合体しているものと見る。これに関連して、トレイル・スマルター事件仲裁 (The Trail Smelter Arbitration, 1938 : 1941) の法理をもって、外国資産国有化の主権行為論を説明される。同件については、著者の『重訂国際法解義』に詳細に論及されているところである。国際法上、国有化が正当な法的手続として承認されるためには、一方では主権尊重の原則があり、他方で私有財産権の尊重の原則がある以上、没収の場合は当然、この両原則が矛盾するもので

あり、それを解決する第3の原則、すなわち正当補償が存在する。著者は、国有化効力不承認の理由として、特に次の4点を挙げておられる。(1)国有化は、「公序」に抵触することとする、(2)法人の国有化にかかわらず、領域外子会社は存続すること、(3)若干の国は、国有化国法の適用を肯じないこと、及び(4)国際私法及び裁判慣行上、国有化の領域的性質上、国有化の効力は、国有化の当時、その国内所在財産に限定するとすること、であるが、開発途上国の天然資源国有化について、常にこの論理がいづれかに妥当するとは限らないものである、とされる。

アラブ石油産出国の集団体制の問題にふれ、国連の中東紛争処理、及びアラブ石油輸出国の石油戦略の問題に展開されることは、中近東情勢と石油戦略が、現下の国際政治に重要であるだけに興味ある問題点である。「イスラエルと友好関係を堅持する外国にたいして、石油輸出上の差別待遇を実施する場合、これを違法とする法的理屈を提示することができるか、相当困難なようである。石油資源主権論による自由な処理にたいして、これに対抗する実効的な国際法上の法理は、容易に探求できない。」(p. 53)と、率直に述べておられる。著者がまとめられた「石油戦略」の態様は、(1)天然資源主権論の石油資源にたいする適用により理論的に武装し、その実践として、(2)国内外石油企業の国有化、(3)原油価格の値上げ、及び(4)これと時に前後し、時に平行して、石油生産の削減戦術を展開すること、と解される(p. 60)。アラブ石油産出国が、開発国に属することを、ここに本書の類別の項から指摘しておく必要がある。

第一章の最後に、国有化紛争解決上の新方式として、外交保護にたいする一般的抵抗、国際司法、仲裁的処理の欠陥、紛争解決ワシントン仲裁方式、投資紛争解決国際本部の機能、の4項目に分けて見解が述べられている。第二章以下、実践的国有化例を指摘されており、そこで国際法上のいかなる理論が実際に適用されたかが、論及されておる。第一章は、著者の本テーマに関する総括的法理を総論としてまとめられたものである。

以下は、その各論である。

(三)

第二章「米州未開発諸国の国有化」。ここでは、メキシコ米系会社国有化事件、及び第2次大戦後のキューバを中心とするペルー等の国有化事件につき論及されておられるが、第一節で指摘される「カルヴォ条項及び外交保護」で、カルヴォ主義とカルヴォ条項の研究は、特に著者の研究洞察力を実証したものと言えよう。アルゼンチンの外相であり、国際法学者カルロス・カルヴォ (Carlos Calvo) が、著書、『ヨーロッパ及びアメリカの理論及び慣行国際法』(El derecho internacional teórico y práctico de Europa y América. 2 tomos, Paris 1868) で「厳格な国際法 (Derecho Internacional estricto) は、債権の取立及び私的請求の申立 (el cobro de créditos y la demanda de reclamaciones privadas) につき、明々白々のこと、政府の武力干渉を正当化するものではないとし、ヨーロッパ諸国がその相互関係で、終始その規則に従っているように、新世界諸国との関係でも、同じくこの規則に服さないなんらの理由もないとした。」(p. 82)。これをもって、カルヴォ主義、カルヴォ条項の根源とするものである。カルヴォ主義の源泉がなされた後、著者は、E. M. Borchard, H. K. Wright, 及び L. G. Aguado 等の学説から、カルヴォ主義の学説説明をなしている。加えて、著者はカルヴォ主義とカルヴォ条項は同一の源泉からも発し、平行して唱えられたものであり、カルヴォ条項は、カルヴォ主義の一具体化方法にほかならない、と説く。そして、ラテン・アメリカ諸国は、カルヴォ主義または同条項の設定につき、多様の方式を用いた。第1は、条約方式であり、アメリカとペルーとの条約 (1870. 9. 6), ペルー、アルゼンチン間の条約 (1874. 3. 9), エスペニア、ペルー間の条約 (1898. 6. 18), メキシコ、ドイツ間の条約 (1882. 12. 5), ベルギー、エクアドル間の条約 (1887. 3. 5), などがその具体的条約である。第2は、国内法方式であり、内国は外国人にたいして、憲法及び法律が自国民に与えている以上の義務を認めないとする、例えばメキシコ憲法 (1917. 2. 5), 及びエクアドル組織法 (1938. 2. 16) などが同旨の内容をそなえ

たものである。第3はカルヴァー主義の契約条項化である。カルヴァー条項の合法性について、テキサス北アメリカ浚渫事件（1926）を事例に挙げて論及する。

「メキシコ米系会社国有化事件」。1938年3月18日、メキシコ大統領ラザロ・カルデナス（Lazaro Cárdenas）は政令をもって、アメリカ系内外17石油会社全施設を国有化した。「本政令は、收用にたいする補償についても規定し、財務省は、憲法第27条及び收用法（Ley de Expropiación, 1936. 11, 23) 第10条及び第20条の規定するところに従って、現金（en efectivo），かつ10年を越えぬ期間内に，被收用諸会社にたいし，相応の補償（la indemnización correspondiente）を支払うとし（第3条前段），右支払いの基金として，收用石油生産物及び副産物を後に決定する比率で積立てることとした（同条後段）。」（p. 110）。その趣旨は、公共の利益のため及び国家、国民のため收用したのである。当然の如く、アメリカ石油諸会社は、メキシコ大統領の收用法は憲法違反だとして、訴訟手段に訴えた。また、アメリカ国務省当局も本件につき、国際法上の原則（諸国間の礼譲及び衡平）と補償の問題から、メキシコ政府にたいして、その違法性を訴えた。一方、メキシコ最高裁判所は、会社側の請求に応じられない判決を下した。結局、両政府間には、外交的折衝が残された。専門委員が両国から構成され、課せられた任務遂行の結果、補償に関する協定を両国大統領に提出し（1942. 4. 17），メキシコ政府の補償支払総額は、2399万5991ドル、各会社別にその受取分を明示することによって、本件は妥結するにいたった。

「キューバ革命政権下の国有化法」。

キューバの場合、革命政権下による社会主義的国有化である。もっとも社会主義共和国宣言（1961. 5. 1）以前にアメリカ人所有財産及び企業の国有化法を制定し（1960. 7. 6 法律第851号），実施した。国有化法そのものは、アメリカ財産の没収を意図したものではない。国有化によって支払いを確保するために、同法は、国家の債務であること、支払い基金の中から国有化が行われた時より30年を下らぬ期間内に償却する旨、定めてあ

る。キューバの国際法学者 M. A. D'Estefano によれば「国有化とは、諸国主権の属性として行われる手続であって、この国有化によって、生産手段の所有権は、私有から国有に移転されるものである。かくて生産手段の非私有化 (*la desprivatización*) を通じて、私有財産に関する慣用観念の修正をもたらすことになる。」(p. 125) としており、レーンの国有化論が援用されるものである。カストロ政権下のアメリカ財産、企業の国有化、これに由来する法的争執、アメリカ裁判所におけるキューバ国立銀行関係サバティーノ事件に関しては、幾多の判例がある。アメリカ判例の特徴は、キューバの国有化にたいして、常に国家行為説 (Act of State Doctrine) 及び裁判上の主権的免除が説かれたことである。一連の同件にたいするアメリカ裁判所判例については、著者の『国際経済紛争の争訟処理』(1971. 4) 第三章企業・資産の国有化、第三節サバティーノ事件判決、を参照すれば、より詳細に理解できよう。以上の他、ペルーをはじめラテン系諸国の国有化措置についても指摘されている。

第三章「東南アジア諸国の国有化」。フィリピン、インドネシア、及びビルマの国有化にふれておられる。フィリピンは、独立以前は、フィリピン共同体 (The Commonwealth of the Philippines) と称し、独立まではアメリカの主権下に、アメリカ政府の任命した総督の施政権に服っていた。フィリピンによる外国企業の国有化立法は、この施政体制下で制定され、その独立とともに実施されたものである。この特異な体制について概観がなされている。アメリカ大統領 H. S. トルーマンが、新国家独立の創設的承認をし (1946. 7. 4)，フィリピン共同体は、フィリピン共和国となった (共同体憲法第17条第1節)。その後、「均等改正」条項 (Parity Amendment) と称する憲法改正条項によって、アメリカ合衆国国民及び企業団体は、その定める一定期間、天然資源の保存及び利用につき、これに必要な一定面積の公共農地取得、その借入れ、保有に関する権利を認められた。アメリカ国民に与えるフィリピン天然資源採掘、開発等の権利は、1974年7月3日を越えて、これを延長してはならないこととした。問題は、フィリピン法的措置が、華僑の小売企業にたいする国有

化であった。訴訟の上告人(中国人原告)は、自己及び他の外国人居住者、法人並びに組合のために、財務長官及びマニラ市財務局長を相手取って訴えを起こしたのである。フィリッピン小売業規制法(1954. 6. 19)は、フィリッピン憲法の諸条項に違反するとの申立てである。結局、判決は、本件小売業規制法は実際上、小売業を国有化するものである("In effect it nationalizes the retail trade business")と断じた。同法は、華僑対策として行われたために、特にアジア的性格が強いが、開発途上国による国有化の範ちゅうに入るであろう。

インドネシア、ビルマの国有化。まず、インドネシア国有化事件であるが、同国はオランダ系企業にたいして、強制管理、国有化措置を適用し、没収した。その結果、セネムバー事件が発生した。その内容は、原告セネムバーが、許可なく、自己の所有物を売却処分に付したことの不當として、銀行・インドネシア及びトウェントシェ銀行を相手取って、なんら追加支払いなく、預証券を引渡すよう請求した。これにたいして、銀行・インドネシアは、外国裁判所より問題とされる筋のものではない旨申立てたが、オランダ裁判所は、インドネシアの当該行為は、国際法違反であるとして、原告の請求を認めた。訴敗した両銀行は、アムステルダム上訴院に上訴したが、裁判所は、国有化法はオランダの公序に反するとして、その領域外効力を認ず、かつ同法による国有化は、没収であって、国際法に違反するとし、被控訴人の申立てを認めたのである。原告の請求を認めた判決直後、オランダ企業国有化法を制定した(1958. 12. 27. インドネシア法律第86号)。本書では、上記の他、保険会社対手形割引銀行事件の内容にふれている。ビルマについては、革命評議会の国有化法(1962. 3. 2)の制定過程とその内容にふれられている。

第四章「中近東諸国による国有化」。アングロ・イラン石油国有化事件、とスエズ運河会社国有化事件の2件を中心に研究なされたものである。すでに著者の『現代国際問題要論』(1958)には、両事件をめぐる国際法上の諸問題が検討なされており、またスエズ運河会社国有化については、論文「スエズ運河会社国有化通論」(早稲田法学、第47巻第1号)にお

いて、ほとんど研究が完成されている。書評者は、拙著『キューバと国際政治』(1972)の刊行に際して、著者の文献参照によるところが多く、引用させていたいたいた部分である。次に両事件につき、その内容を指摘する。

1951年3月15日、イラン上下両院は、イランにおける石油企業の国有化の原則を宣言する規定法案を可決し、4月30日同法施行案を可決し、5月1日国王の裁可によって成立し、1951年1月の石油国有化法 (The Iranian Oil Nationalization Law)，及び同施行法が実施された。英国政府は、これにたいして6月22日、国際司法裁判所に仮処分命令を申立てた。7月5日、とりあえず国際司法裁判所は確定判決の下るまで仮処分を命じたが、イラン政府は、7月9日、国際司法裁判所の裁判管轄権を拒否した。英国政府は、イラン政府によるこの仮処分の無視及びアバダン製油所武力接收に対し、9月28日、国連安保理事会へ提訴した。同理事会において、イラン政府の諸措置をめぐりソ連邦、ユーゴの国内管轄見解と、米仏中蘭土など9カ国代表との見解の相違で争われた。イラン政府は、国有化法でアングロ・イラニアン会社に補償する義務があった。英国政府はそれを拒否し、各種の審理が行われた。しかし、国際司法裁判所は、イラン政府の無管轄抗弁により、本件に関する案件の審理に入ることなく単に管轄権の存否という先決問題の審理に止まり、7月22日、9対5票で無管轄の判決により一応の終結をみた。著者は、イランが満期以前に一方的に協約を破棄する措置を取ったことは、既得権の侵害となり、国際法上違反をなしたことになる、としておられる。問題は、一方では外国人に与えた財産上の既得権を尊重するよう命じているとともに、他方では合法的にそれを回収する道を設けている。だが、イラン一主権国家として、その行った国内立法を無効にするようなことは、国際法上確立されていない。問題は専ら正当補償の認否の争点となった。

上記事件の5年後、1956年7月26日、エジプト政府は、突如万国スエズ海路運河会社の国有化に関する法令を発して、これを実施した。本書では、スエズ運河、運河会社関係、会社国有化と軍事行動、エジプト紛争の終局処理、の項目に大別して、同運河の歴史的過程、関係条約の分析、及び紛

争の経過と合せて、第一章に次ぐ内容の高度な部分を構成したと言えよう。この部分は、77頁に及ぶ。著者の見解は、運河会社は、国際的なものであっても、法的にはエジプトの内国会社であり、その国有化はコンスタンティノーブル条約の規定した運河の国際的地位とは、直接には関係がない。条約は、条約条項の実施につき、エジプトに第一次責任を負わせただけであり（第9条）、運河会社に言及したもの（第2条、第14条）、ただ事実を指摘しただけで、会社の地位を国際条約上の地位に改めたものではなかった、とする。スエズ運河会社の場合、運河会社の国有化と、スエズ運河の国際的地位は別であるという政治問題を生じせしめた。なお、この部分は、一般国際法の研究に際して、非常に参考になる法理論が展開されているところである。

シリアのレバノン企業国有化、及びイラクによる外国企業国有化の問題も指摘されているが、内容については省略したい。

第五章「アフリカ国一部の国有化」。アフリカ国の一一部とは、アルジェリア、及びリビアである。前者につき、著者は論文「アルジェリア国有化判例要解」（法学新報、第78巻第8・9号）すでに研究がなされている。所謂エヴィアン協定の検討から始められる。アルジェリアの国内所在フランス企業、財産にたいする收奪措置、一般的にその国有化措置は、アルジェリア、フランス間の協定に抵触するか否かの問題があり、それはエヴィアン諸文書の法的性質に関するからである。所謂エヴィアン協定（1962. 3. 19）と総称される一連の文書は、フランス政府がアルジェリアの独立を認める方針を決定し、アルジェリア民族解放戦線（Le Front de Libération Nationale）代表との会談による成果である。国有化論に關係ある諸文書は、形式上、すべて一方的宣言であり、各文書には署名すらない。そこで、所謂エヴィアン協定の法的性質については、フランス学説でも、単独行為説、双務行為説等、見解が岐れており、著者は、政府の公式見解、及び判例に現われた見解について、検討し要約されていた。エヴィアン協定が国際法上の拘束力ある国際約定であり、この協定でもって、国有化その他これに準ずる措置で、この保障条項に抵触し、ひいては権利宣言となったア

ルジェリアによる措置は、違法である。アルジェリア国有化判例として、数件指摘され判例評解がなされる。それは、アルジェリア所在フランス企業、財産の国有化に関連して、アルジェリアまたはフランスで、訴訟事件となったものは、最も多いのが国有化企業で、財産と結着した債務にたいして、債権者が債務の支払いを求めて訴えを起こしたものである。ナルボンヌ事件、フランス信用銀行対アタール、及びアルジェリア控訴院の判例2件、債務履行猶予のフランス判例、サハラ石油資源の国有化問題、の項目に分けて事例と法理論が展開される。

最後にコンゴー共和国による国有化、及びリビアの英米石油企業接收についてふれられている。これは、興味ある問題個所でもあるが、紙面の都合にて、内容については消略したい。

本書は、開発途上国における国有化を、地域的に大別し、かつ各国の特性を判例及び国際法理から検討し、研究がなされたものである。国際公法の分野のみならず、国際私法の領域にまで研究分野が展開され、貴重な文献の性質を持つ。

入江啓四郎先生の著書は、過去のいずれの著書に目を通して、常に一貫した変わらぬ文体、高度な内容であることに気付かざるを得ない。英、仏、西、独、露、及び中国語の読解力に入一倍すぐれておられ、国際法学者にとって、その業績内容をおのづから高度化されること、必然である。本書でも、例えば、メキシコを「メヒコ」、キューバを「クーバ」等、原語を忠実に指摘しておられる点は、先生たるゆえんと言えよう。『ベルサイユ体制の崩壊 上・中・下』(1944) を代表作に、先生の著書は、いずれも大書である。72歳になられて、ますます研究意欲を示される恩師、入江啓四郎先生が、次には何をテーマに研究成果をご発表になられるか、子弟のみならず、学会筋においても、真に興味あるところである。

(1975. 1. 15 記)